

2-2. 保護者等情報の変更

2-2-1. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の**変更(追加・削除)**がある場合の手順は以下のとおりです。

2. 保護者等情報変更届出登録画面(2/6)

保護者等情報の変更について

保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変動(追加・削除)はありますか？

☒ 保護者等の変動(追加・削除)はあります。

親権者の再婚により保護者等が増える場合や、未成年後見人が聘任した場合です。
保護者(親権者)が再婚した場合には、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、
生徒の親権者とならない場合は、当該者は、就学支援金制度における保護者には該当しません。

☐ 保護者等の変動(追加・削除)はありません。

保護者等の変動(追加・削除)はなく、保護者等の連絡先や課税地等の情報を変更する場合です。

収入状況の確認が必要な方 **I** 親権者(両親)2名分の個人番号カードの写し等を提出します。

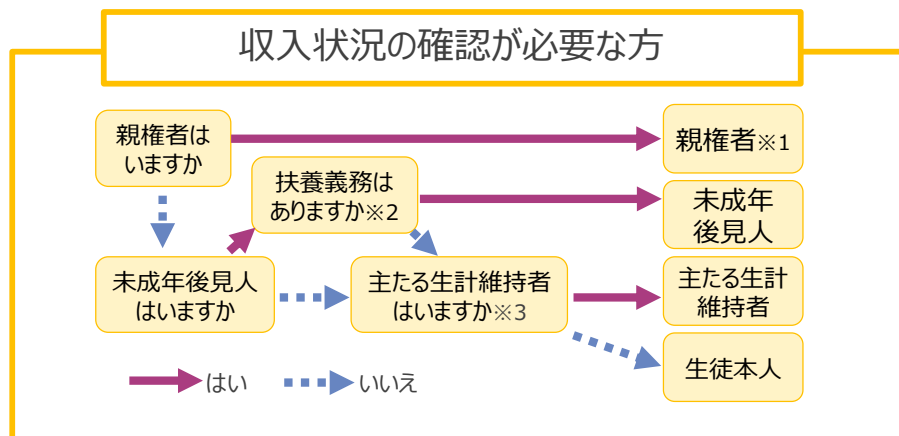
手順

- 1 保護者等の変更に合わせて、収入状況の確認が必要な保護者を選択します。

補足

- I 選択する回答が分からない場合、左図を参照し、収入状況の確認が必要な方を特定してください。収入状況の確認が必要な方の合計人数に従い、当てはまる選択肢を選んでください。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。



- ※1 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出は必要ありません。
・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
詳細は、学校に御相談ください。
- ※2 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※3 親権者・未成年後見人が存在せず、生徒の生計をその収入により維持している者がいる場合に「はい」を選択します。

次のページから説明が分かります。

- ・保護者等を追加する場合
➡17ページに進んでください。
- ・保護者等を削除する場合
➡18ページに進んでください。
- ・追加・削除に加えて登録している保護者等の情報を変更する場合
➡19ページに進んでください。

2-2. 保護者等情報の変更

2-2-1. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を追加する場合の手順は以下のとおりです。

2. 保護者等情報変更届出登録画面(3/6)

保護者等情報 収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

1 **+ 保護者等の追加** 親権者の再婚等により保護者等が増える場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

保護者等情報 (1人目) 保護者等情報 (2人目)

☐ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。 ☐ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

☐ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。 ☐ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

☐ この保護者等を削除します。

I ☒ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

II ☒ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

III ☒ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

IV ☒ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

個人情報

姓<漢字> 名<漢字>

姓<ふりがな> 名<ふりがな>

生年月日 電話番号

生徒との続柄

課税地情報

都道府県

市区町村

☐ 日本国内に住所を有していない。

3 **入力内容確認**

マイページに戻る

手順

- 1 「保護者等の追加」ボタンをクリックします。
- 2 入力欄が追加されるため、追加する保護者等の情報を入力します。
- 3 入力内容が正しいことを確認し、「入力内容確認」ボタンをクリックします。

補足

- I 「保護者等の追加」ボタンをクリックすると自動的にチェックされます。
- II 漢字氏名欄及びかな氏名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、ー(長音)入力が可能です。
- III 課税地はその年の1月1日現在(申請または届出を行う月が4～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の住民票の届出住所となります。
- IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は必要ありません。

2-2. 保護者等情報の変更

2-2-1. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を削除する場合の手順は以下のとおりです。

2. 保護者等情報変更届出登録画面(4/6)

✓ 保護者等情報 ⓘ 収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

+ 保護者等の追加 ⓘ 重複者の市町村等により保護者等が増える場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

保護者等情報 (1人目) 保護者等情報 (2人目)

☐ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。 ⓘ ☐ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

ⓘ 保護者等の情報を変更する場合は○にチェックを付けてください。
保護者等の変動がある場合は、削除および追加により変更してください。 ⓘ 保護者等の情報を変更する場合は○にチェックを付けてください。
保護者等の変動がある場合は、削除および追加により変更してください。

1 ☒ この保護者等を削除します。 ⓘ 保護者等を削除する場合は○にチェックを付けてください。 ☐ この保護者等を削除します。 ⓘ 保護者等を削除する場合は○にチェックを付けてください。

個人情報

姓<漢字> ⓘ 名<漢字> ⓘ
文科 太郎

姓<ふりがな> ⓘ 名<ふりがな> ⓘ
ちんか たろう

生年月日 ⓘ 電話番号
1980年01月01日 ⓘ (例) 123-4567-8901

生徒との続柄 ⓘ
父

課税地情報 ⓘ

ⓘ 上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、○にチェックを付けてください。

都道府県
東京都

市区町村
千代田区

☐ 日本国内に住所を有していない。

個人情報

姓<漢字> ⓘ 名<漢字> ⓘ
文科 花子

姓<ふりがな> ⓘ 名<ふりがな> ⓘ
ちんか はなこ

生年月日 ⓘ 電話番号
1980年01月01日 ⓘ (例) 123-4567-8901

生徒との続柄 ⓘ
母

課税地情報 ⓘ

ⓘ 上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、○にチェックを付けてください。

都道府県
東京都

市区町村
千代田区

☐ 日本国内に住所を有していない。

ⓘ マイページに戻る ⓘ 入力内容確認

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 保護者等を削除する場合、チェックします。
- 2 正しい保護者等情報入力欄にてチェックしていることを確認し、「入力内容確認」ボタンをクリックします。

補足

- ⓘ 削除対象ではない保護者等の情報を変更したい場合はチェックします。
詳しい説明は19ページを参照してください。

2-2. 保護者等情報の変更

2-2-1. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を追加・削除する際に、登録していた保護者等の情報を変更することもできます。

保護者等の連絡先や課税地等の**情報を変更**する場合の手順は以下のとおりです。

2. 保護者等情報変更届出登録画面(5/6)

✓ 保護者等情報 ⓘ 収入状況の届出が必要な保護者等についての注意

+ 保護者等の追加 ⓘ 親権者の再婚等により保護者等が増える場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

1 保護者等情報 (1人目) 保護者等情報 (2人目)

☒ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を更新します。 ☐ この保護者等について、電話番号や課税地の情報を更新します。

☐ 保護者等の情報を更新する場合は○にチェックを付けてください。保護者等の変動がある場合は、削除および追加により変更してください。 ☐ 保護者等の情報を更新する場合は○にチェックを付けてください。保護者等の変動がある場合は、削除および追加により変更してください。

☐ この保護者等を削除します。 ☐ この保護者等を削除します。

☐ 保護者等を削除する場合は○にチェックを付けてください。 ☐ 保護者等を削除する場合は○にチェックを付けてください。

2

個人情報 ⓘ

姓<漢字> ⓘ 名<漢字> ⓘ

文科 太郎

姓<ふりがな> ⓘ 名<ふりがな> ⓘ

もんか たろう

生年月日 ⓘ 電話番号

1980年01月01日 (例) 123-4567-8901

生徒との続柄 ⓘ

父

課税地情報 ⓘ

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。日本国内に住所を有していない場合には、○にチェックを付けてください。

都道府県

東京都

市区町村

千代田区

☐ 日本国内に住所を有していない。

個人情報 ⓘ

姓<漢字> ⓘ 名<漢字> ⓘ

文科 花子

姓<ふりがな> ⓘ 名<ふりがな> ⓘ

もんか はなこ

生年月日 ⓘ 電話番号

1980年01月01日 (例) 123-4567-8901

生徒との続柄 ⓘ

母

課税地情報 ⓘ

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。日本国内に住所を有していない場合には、○にチェックを付けてください。

都道府県

東京都

市区町村

千代田区

☐ 日本国内に住所を有していない。

マイページに戻る 入力内容確認

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 登録していた保護者等の情報を変更したい場合はチェックします。
- 2 登録した情報が表示されているため、変更する情報を入力します。

補足

- I 漢字氏名欄及びかな氏名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、ー(長音)入力が可能です。
- II 課税地はその年の1月1日現在(申請または届出を行う月が4～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の住民票の届出住所となります。
- III 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。
チェックした場合、課税地の選択は必要ありません。

2-2. 保護者等情報の変更

2-2-1. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等に変更がなく、連絡先や課税地等の**情報を変更**する場合の手順は以下のとおりです。

2. 保護者等情報変更届出登録画面(6/6)

保護者等情報の変更について

保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変動(追加・削除)はありますか？

☐ 保護者等の変動(追加・削除)はあります。

？ 親権者の再婚により保護者等が増える場合や、未成年後見人が辞任した場合です。

保護者（親権者）が再婚した場合に、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、数字交換金制度における保護者には該当しません。

☒ 保護者等の変動(追加・削除)はありません。

？ 保護者等の変動(追加・削除)はなく、保護者等の電話番号や課税地等の情報を変更する場合です。

収入状況の確認が必要な方

親権者(両親)2名分の個人番号カードの写し等を提出します。

保護者等情報

収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

1

保護者等情報 (1人目)

保護者等情報 (2人目)

個人情報

個人情報

姓<漢字> 必須

名<漢字> 必須

姓<漢字> 必須

名<漢字> 必須

姓<ふりがな> 必須

名<ふりがな> 必須

姓<ふりがな> 必須

名<ふりがな> 必須

生年月日 必須

電話番号

生年月日 必須

電話番号

生徒との続柄 必須

生徒との続柄 必須

課税地情報 必須

課税地情報 必須

？ 上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。

？ 上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。

都道府県

都道府県

市区町村

市区町村

☐ 日本国内に住所を有していない。

☐ 日本国内に住所を有していない。

2

入力内容確認

手順

- 登録した情報が表示されているため、変更する情報を入力します。
- 入力内容が正しいことを確認し、「入力内容確認」ボタンをクリックします。

補足

- 漢字氏名欄及びかな氏名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、ー(長音)入力が可能です。
- 課税地はその年の1月1日現在(申請または届出を行う月が4～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の住民票の届出住所となります。
- 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。
チェックした場合、課税地の選択は必要ありません。

- 届出理由が税の更正のみである場合は、保護者等情報は変更せず「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。

20